

(写し)

大牟田市告示第105号

空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項の規定
による代執行について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等である次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知することができないため、法第22条第10項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年8月27日

大牟田市長 関 好 孝



1 建築物の所在地

大牟田市大字歴木346番地

2 建築物の家屋番号等

- (1) 家屋番号 未登記
- (2) 種類 居宅
- (3) 構造 木造瓦葺1階建
- (4) 床面積 1階59.50㎡

3 所有者等に命じる必要な措置の内容

1及び2に定める建築物（以下「本件建築物」という。）の除却

4 措置の期限

令和8年9月9日

期限までに3に定める措置が履行されない場合、法第22条第10項の規定により大牟田市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行う。

なお、本件建築物の所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

5 動産等の取扱い

市長等が本件建築物の除却を行うときは、本件建築物の内部及びその敷地に存する動産等を撤去し、処分する。動産等について権利等を主張しようとする者は、4の措置の期限までに搬出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、6の問合せ先へ通知すること。

6 問合せ先

大牟田市都市整備部建築住宅課

電話：0944-41-2787